

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
エネルギーセンター内ターボ冷凍機冷却水マンホールの修理工事について（一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月4日	TMES 株式会社 東京都港区芝浦 4-13-23	¥ 1,650,000	業者は当該設備の設備管理委託業者であり、院内構造・設備を熟知しているため、日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。	
フロア型冷却遠心機の更新について（1 台）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月3日	株式会社上條器械店 長野支店 長野県長野市栗田501-1	¥ 1,198,929	予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときに該当するため。＜日本赤十字社会計規則第36条第5条および同施行細則第35条(2)＞	
放射線診断科医師増員に伴う端末整備等について（放射線科読影端末 2 台、読影用モニタ 4 台、読影医自宅用読影端末 1 台）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月2日	丸文通商(株) 石川県金沢市松島一丁目40番地	¥ 3,949,000	契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当＜日本赤十字社会計規則第36条第5条および同施行細則第35条4項＞	
栄養課 ご飯盛付けロボット Fuwarica GST-FBB-TA の購入について（一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月4日	株式会社中西製作所 長野営業所 長野市東和田 210-3	¥ 1,358,890	当該製品は特殊機器であり、専門業者による整備が必要なことから契約の目的が競争を許さない場合に該当する。（日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項）	
西棟 4 階 透析機械室の給水専用系統への切替工事について（一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月5日	ひまわり産業 長野市豊野町豊野1962-10	¥ 1,258,400	業者は当院施設を熟知しており、他業者で対応困難な工事であるため、契約の目的が競争を許さない場合に該当する。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	

中央材料室内流し台の衛生器具等更新工事について（一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月16日	ひまわり産業 長野市豊野町豊野1962-10	¥ 1,139,600	業者は当院施設を熟知しており、他業者で対応困難な工事であるため、契約の目的が競争を許さない場合に該当する。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
クーデックエイミー10台の購入について	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月17日	株式会社上條器械店 長野支店 長野県長野市栗田501-1	¥ 1,960,200	予定価格が 160 万円をこえない財産を買い入れるときに該当（日本赤十字社会計規則第 36 条第 5 項及び施行細則第 35 条(2)）	
中央監視室自動消火設備（受信盤）の更新について（一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月19日	ニッタン株式会社 北関東支社 埼玉県さいたま市南区别所3-1-5	¥ 15,400,000	業者は、当該防災設備の設置業者であり、設備構造を熟知しており適切な工事を行うための必要な知識・技術・人員を有する業者であり、最短かつ安価に工事を実施できる業者であるため。（日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。	
セントラルモニター定期点検の実施について（一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月18日	株式会社上條器械店 長野支店 長野県長野市栗田501-1	¥ 1,836,758	契約業者は、当該機器の納入業者であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。	
材料管理業務従事職員の増員に伴う材料管理システムの増設について（一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	2026年3月31日	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷6-33	¥ 1,128,600	契約業者は、当該機器の納入業者であり、本業務の適正かつ円滑な履行が期待できる唯一の事業者であることから、日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。